

企業統治・CSRマネジメントの強化

コーポレート・ガバナンス

グループ全体の事業効率を高めるとともに経営の透明性・信頼性を確保するために管理・監督と業務執行の明確な役割分担のもとで内部統制の強化に努めています

セブン&アイHLDGS.は、傘下の事業会社を監督・統括する持株会社として、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としています。コーポレート・ガバナンスの基本は、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、

③事業活動における法令の遵守、④資産の適正な保全、という4つの課題に取り組むことにあり、その目的は、長期的な企業価値の拡大であると考えています。

執行役員制度と監査役制度を軸とした企業統治

セブン&アイHLDGS.の取締役会は、2009年7月末現在、15名の取締役(うち3名は社外取締役)で構成されています。取締役の任期は、株主の意向をタイムリーに反映させるため、1年としています。

また、迅速な意思決定と業務執行を実現できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しています。

さらに当社は、監査役制度を軸に経営のモニタリングを実施しています。監査役会は、2009年7月末現在、5名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成されています。監査役は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役からの意見の聴取、内部監査部門との積極的な意見交換などによって、取締役の職務の執行を監査します。また、会計監査人とも情報を交換し、会計監査における緊密な連絡を図っています。

社外取締役と社外監査役に対しては、その職務を補助する

社員を置き、社内取締役や社内監査役との円滑な情報交換や緊密な連携を可能にする体制を整備しています。

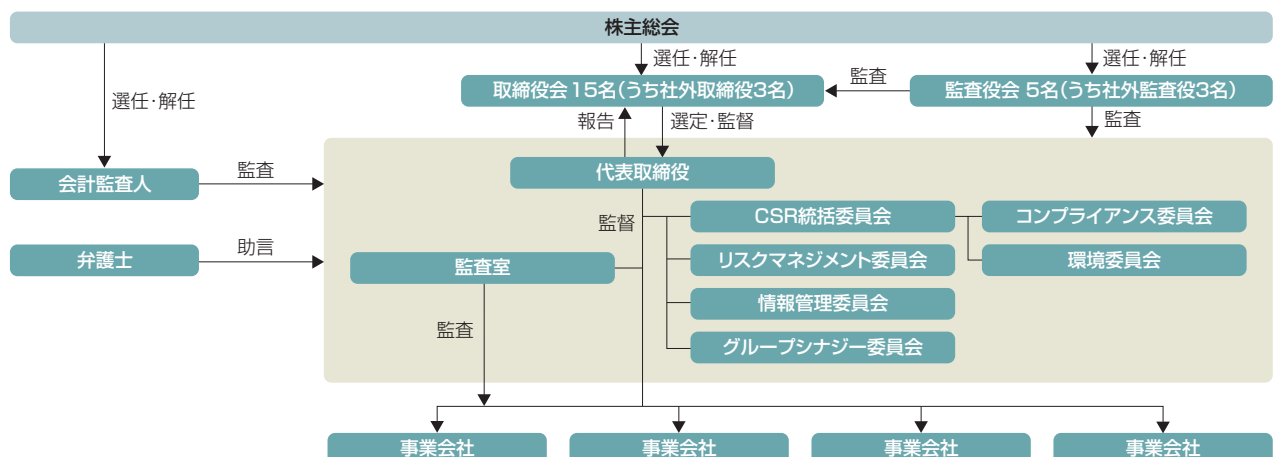
内部統制システムの強化

2006年5月の「会社法」施行に対応して、セブン&アイHLDGS.では取締役会で「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、各種規程類の整備やリスク管理状況の確認を実施するなど、内部統制の強化に努めています。

2009年2月には「金融商品取引法」に基づく内部統制報告制度への対応策の一環として、監査室を増員・再編成しました。監査室は従来、独立した内部監査部門として、主要事業会社の内部監査を確認・指導する「統括機能」と持株会社自体を監査する「内部監査機能」を有していました。今回の再編では、これら従来の業務にあたる「業務監査担当」に加えて、当社グループ全体の内部統制評価を実施する「内部統制評価担当」を新たに置きました。

合わせてセブン&アイHLDGS.では、全従業員に向けた「内部統制ハンドブック」の制作など、環境整備を図っています。

■コーポレート・ガバナンス体制



CSRマネジメント

各事業会社がそれぞれの社会的責任を果たしていくよう
各社の状況を管理・監督するマネジメント体制を強化しています

セブン&アイHLDGS.と各事業会社は、株主の皆様、お客様、お取引先、地域社会、社員をはじめ、さまざまなステークホルダーに「誠実に対応すること」をCSR(企業の社会的責任)の基本に据えています。

これを確実に実行していくためには、当社が株主の皆様や事業会社に対する責任を果たしていくことはもとより、各事業会社がそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たすよう管理・監督していくことが重要であると考えています。

そこで当社は、「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」という3つの委員会を設置し、委員会単位で各事業会社と緊密な連携を取っています。

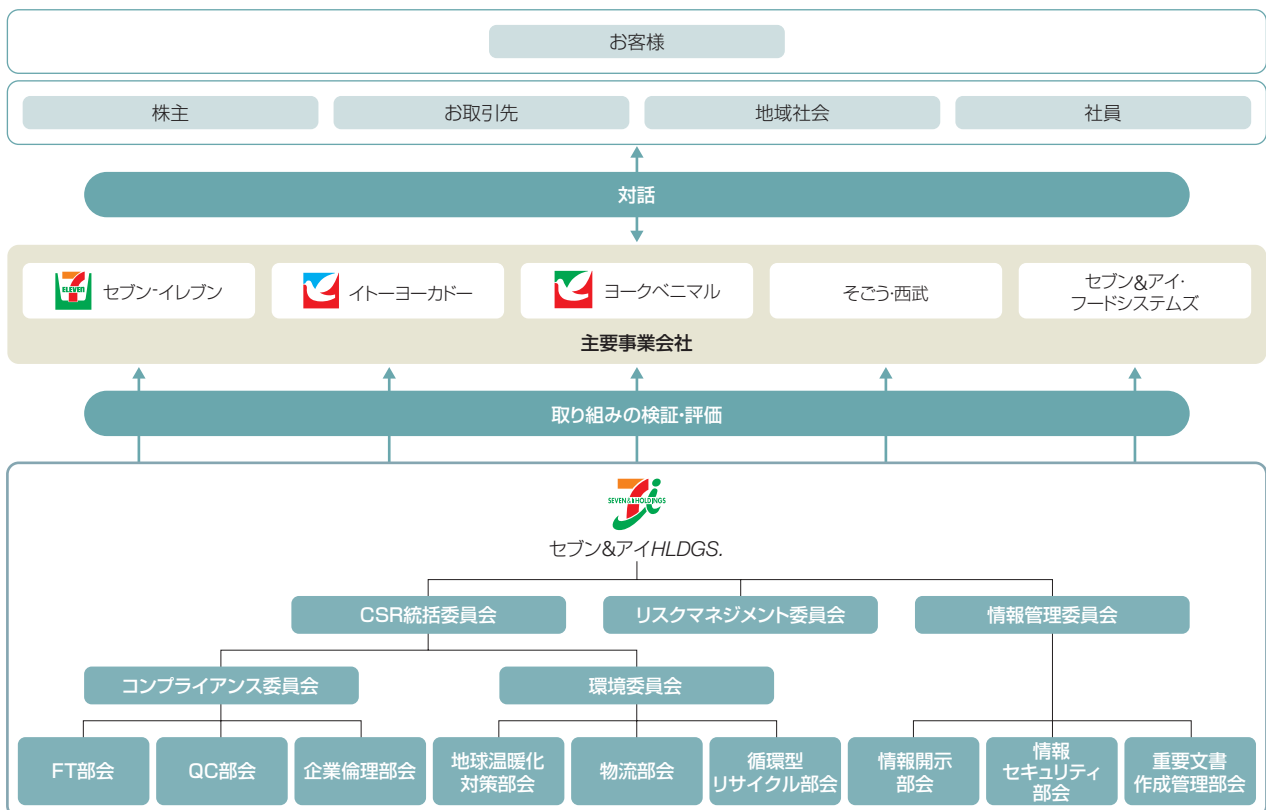
また、それぞれの委員会において、各社の取り組み状況を定期的に検証・評価し、その結果を各社とグループ全体の経営目標や行動計画の策定に反映させることで、グループ全体でCSRに関わる取り組みのレベルアップを図っています。

グループ一体となったCSRの推進を担う「CSR統括委員会」を設置

セブン&アイHLDGS.は、設立と同時に5つの専門部会からなる「CSR推進委員会」を設置し、各事業会社のCSRの状況を検証・評価する仕組みの整備を進めてきました。

しかし、より実効性のあるCSR活動を迅速に推進していくことを目的に、2008年2月、同委員会が担ってきた役割のうち、CSRの推進と管理・監督を担う機能を分離すべく委員会を再編、推進機関として「CSR統括委員会」を設置するとともに、CSRのリスク管理機能については「リスクマネジメント委員会」に統合し、CSRの情報管理機能についてはグループ全体の情報管理を統括すべく新設された「情報管理委員会」に統合しました。なお、CSR統括委員会には、下部組織として「コンプライアンス委員会」と「環境委員会」を設けています。

■ CSRマネジメント体制



CSRマネジメント

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は「FT(フェアトレード)部会」「QC(品質管理)部会」「企業倫理部会」で構成されます。FT部会では、グループ各社に公正な取り引きを徹底させるため、表示や公正取引などに関するグループ各社からの相談を受け付けているほか、独占禁止法など関連法規の研修と売場の実態調査を実施して各社の取り組みを支援しています。QC部会では、商品の安全に関する情報を事業会社間で共有する体制や、事故発生時の報告・対応ルールの確立に取り組んでいます。企業倫理部会では、グループ共通ヘルプラインを開設し、グループ共通の企業行動指針の策定について検討を進めています。

環境委員会

環境委員会は「地球温暖化対策部会」「物流部会」「循環型リサイクル部会」で構成されています。同委員会は、海外のグループ会社を含めた環境リスクマネジメント体制の強化や、グループ共通の環境関連施策の検討・策定を担っています。地球温暖化防止や、食品残さの効率的なリサイクルの推進、容器包装の削減などについて、グループ全体の取り組みの共有化を行っています。

2008年度はグループ方針をまとめた「環境宣言」「地球温暖化防止に関する基本方針」を策定。また2009年春からITTO(国際熱帯木材機関)を通じた「原生熱帯林保全プログラム」を開始しました(→P24)。

TOPICS

エコプロダクツへの出展

セブン&アイHLDGS.は、2008年12月に国内最大級の環境展示会であるエコプロダクツに初めて出展しました。クイズを交えた来場者参加型のシアター形式で、環境対策のほか、食の安全・安心への取り組みやセブン・イレブンのセーフティステーション活動などを紹介しました。



リスクマネジメント体制の強化

2008年度、機能を一新したリスクマネジメント委員会のもと、統合的リスク管理の仕組みを導入しました。

この仕組みでは、グループの事業継続を脅かす全ての事象を識別・分析・評価して総体的に認識した上で、個々のリスクの重大性および喫緊性に応じて優先順位をつけて対策を立案・実行し、改善状況をモニタリングしていきます。

2008年度は、年度計画に基づいて期の後半からリスクアセスメントを実施しました。その結果をふまえて、2009年4月のリスクマネジメント委員会において、グループのリスクの総体的な評価と優先事項について報告を行い、リスク管理強化への具体的取り組みを推進するとともに、認識したリスク状況を第4期有価証券報告書で開示しました。

TOPICS

新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザについて、セブン&アイHLDGS.では鳥由来の「強毒性H5N1」を中心に、グループ各社の情報収集体制の整備、グループ全体の適正な人員配置や資金調達などの事業継続支援、対応マニュアルの作成を進めています。また、豚由来の「弱毒性H1N1」については「強毒性H5N1」への対応マニュアルを修正して各事業会社へ情報を提供しています。さらに、2009年秋の第二波に備えて事業継続計画の整備・マスクの備蓄などの対策を講じています。

情報管理の強化

情報管理委員会は、会社情報の全社管理・統括を目的とした活動を行います。2008年度はインサイダー規制の遵守を目的として、セブン&アイHLDGS.などの株式売買に関する規則を改定し、東京証券取引所による勉強会を開きました。また、重要な情報が適時にセブン&アイHLDGS.に伝達されるためのグループ共通ルールを策定し、ITセキュリティに関する基準を定めました。

コンプライアンス

グループ全体へ「企業行動指針」を浸透させてコンプライアンスを徹底していくためにヘルプラインの開設など具体的な仕組みや体制を構築しています

セブン&アイHLDGSは、「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」や事業に関連する法規をグループ会社の全従業員が遵守するよう、主要事業会社それぞれに「企業行動委員会」を設置し、継続的に活動しています。

同時に、各社の企業行動委員会のメンバーは、「CSR統括委員会」の下部組織である「コンプライアンス委員会」に参加し、グループとしての認識の統一を図っています。また、効果的な取り組みを行っている事業会社の例を情報共有するな

ど、企業行動指針の浸透や各活動の向上のために協議しています。

なお、各社では企業行動指針に反する行為の抑制や防止、早期解決を図ることを目的に従業員向けの「ヘルプライン制度」「イエローホイッスル制度」を設置。従業員からの相談に応じています。相談は電話、Eメール、手紙で受け付けており、匿名でも対応するなど、相談者に不利益が生じないよう運用しています。

■ コンプライアンス委員会組織



TOPICS

「グループ共通ヘルプライン」の開設

コンプライアンス委員会では、グループ全体の内部統制の一環として、従業員からの相談・通報窓口（ヘルプライン）を設置することについて協議を重ね、2009年9月に社外の第三者機関に「グループ共通ヘルプライン」を開設しました。これは、セブン&アイHLDGS.および国内連結子会社全社の従業員を対象とした制度で、グループ全体で、社会からの信頼を失うような行為の未然防止・早期発見・早期是正・再発防止を図っていくことを目的としてい

ます。「グループ共通ヘルプライン」の導入によって、これまで相談・通報窓口を設置していなかった事業会社の従業員の声もより収集しやすい環境が整いました。今後、各社における個別の課題の解決はもちろん、グループ各社に共通の課題の洗い出し・検討・改善につなげていきます。

